

市長がおじゃまします

みんなで話そう市長室

市長が町内会や各団体などにおじゃまして、みなさんのお話に耳を傾けます！

役員会単位など少人数でも対応いたします。
ぜひ市長とお話してみませんか。



【目的】

協働のまちづくりを推進するため、市長が町内会や各団体などにおじゃまして、みなさんから地域の課題などのご意見、ご提言をお聞きして、問題意識の共有を図ることを目的としています。

【対象団体】

町内会や市内にある、産業・福祉・教育・芸術文化・スポーツ・まちづくりなどの団体・グループで、役員会や少人数の集まりにも対応します。(営利を目的とせず、特定の宗教や政治思想に基づかない団体・グループとします)

【開催日時】

団体やグループが希望する日時と、市長のスケジュールにより調整。

懇談時間は1団体1時間まで。

※市長のスケジュールにより変更になる場合があります。
ご了承ください。

お電話で、お申し込みください

申込み・問合せ

広報広聴係

☎32-1834(平日9時から16時まで)

新しい農業委員(11名)をご紹介します (敬称略)

問合せ
農業委員会事務局
☎32-1842

赤平市議会第2回定例会での同意を経て、7月20日に地区推薦・団体推薦・一般応募された方々に、市長から任命書が交付されました。



池松 洋一



伊藤 修



浮田 直利



河崎 寿朗



菅井 星秋



高橋 ノリ子

7月19日付で次の2名の委員が退任されました。

- 鈴木 要助
- 中村 英昭

ありがとうございました。



中西 幸一



堀口 禎
【新】



元島 康裕



吉本 政史



渡部 芳己
【新】



information 年金

国民年金保険料の追納をお勧めします

老齢基礎年金の年金額を計算するとき、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。後から納付(追納)することで、老齢基礎年金額を増やすことができます。

また、社会保険料の控除で所得税・住民税が軽減されます。

【注意事項】

- 追納ができる期間は、承認された月の前10年以内の免除等期間に限ります。(承認された期間のうち原則古い期間の分から納付)
- 納付書で追納してください。口座振替・クレジット納付はできません。
- 3年度目以降の追納には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

申請先

年金事務所で申し込みしてください。
郵送で提出していただくことも可能です。

「ねんきんネット」で追納申込書を作成することもできます。

こんなメリットがあります

基礎年金番号などの基本情報が自動表示されるため、入力時の手間が省かれる他、入力項目のエラーチェックにより、入力の誤りも防止できます。

※ご利用には、「ねんきんネット」のIDが必要です。IDをお持ちでない場合は「ねんきんネット」から登録してください。

お知らせ

6カ月前納(令和5年10月～令和6年3月分)
口座振替の申込期限 **8月31日(木)**まで

問合せ・申込み

戸籍年金係 ☎32-1823
砂川年金事務所 ☎52-2144

児童扶養手当等の現況届について

現況届・所得状況届の提出期間

- 児童扶養手当の受給者
8月1日(火)～8月31日(木)
- 特別児童扶養手当の受給者
8月10日(木)～9月11日(月)

※年末調整または確定申告をされていない方は、所得が無くても令和4年分所得の申告が必要です。

必要なもの

個別にご案内いたします。



◆児童扶養手当とは

ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進と、子どもの福祉の増進を図るために支給される手当。

◆特別児童扶養手当とは

身体や精神に障がいのある、満20歳未満の児童の福祉の増進を図るため、これらの児童を家庭で監護、養育している父母などに支給される手当。

問合せ

子ども未来・医療給付係 ☎32-2216